

金融決済機能と業務継続体制

2011年12月27日
日本銀行 決済機構局
業務継続企画課長 竜田博之

1. 首都直下地震対策大綱上の位置付け①

首都中枢機能の対象

発災直後の特に3日間程度の応急対策活動期において継続性を確保すべき首都中枢機関は、①政治・行政機能：国会、中央省庁（災害対策実施部局及びその関連部局、都庁、駐日外国公館等）、②経済機能：中央銀行（日本銀行本店）、主要な金融機関及び決済システム、それぞれのオフィス・電算センターである。

1. 首都直下地震対策大綱上の位置付け②

首都中枢機関に求められる対策

[機能目標:経済中枢]

首都地域は、国際的にも重要な金融決済機能が集積している。このため、地震が発生しても必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替を行うこと等により、**重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにする。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。**

[予防対策]

首都中枢機関は、…建築物の耐震強化を図るほか、災害時に寸断しない通信連絡基盤を確保する。…ライフライン系統の多重化、電算センター及びオフィスのバックアップ機能の充実を図る。また、緊急参集要員の徒歩圏内居住や住居の耐震化等により、緊急参集要員を確保する。

[応急対策のための備え]

首都中枢機関は、…業務継続計画を策定するとともに、…定期的な訓練を行う。また、…最低3日間の非常用電源及び機器冷却水を確保するほか、緊急災害対策活動に要する備蓄(食料、飲料水、生活必需品、医薬品、資機材)を行い、災害対策要員の活動環境を整備する。…

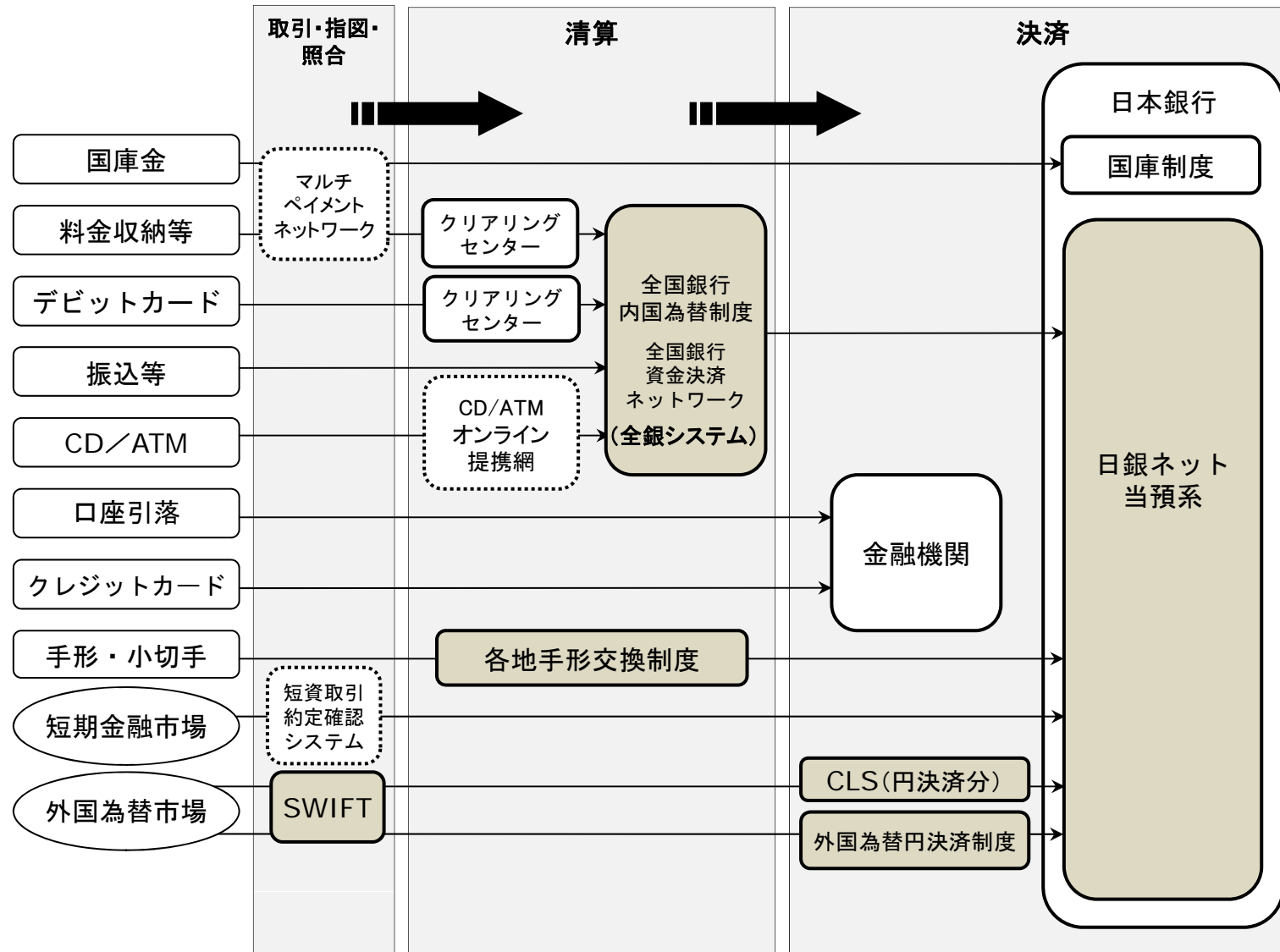
[応急対策]

…首都中枢機関は当該機関が存する施設への関係者以外の立入り制限を行うほか、災害対策要員の交替勤務を適切に実施する。…

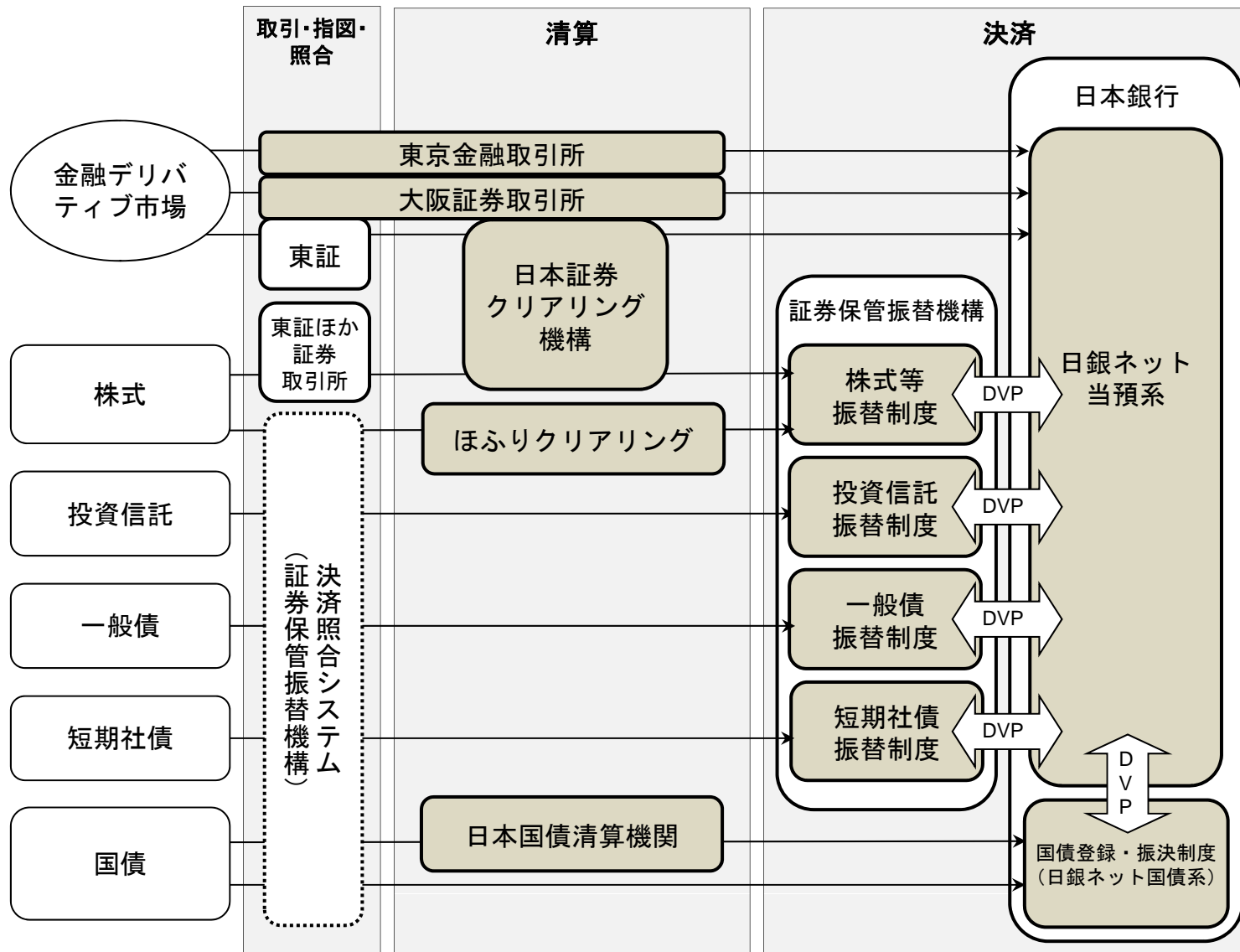
[金融決済機能に対するライフライン・インフラの機能目標]

- 電力 …以下に示す首都中枢機関の重要設備は電力の供給を途絶させないようにする。…
- ③金融決済業務設備(情報通信設備、照明、日銀ネット、全銀システム) …また、仮に停電した場合でも、首都中枢機関の重要設備の電力を1日以内に供給できるようにする。
- 上水等 …速やかに首都中枢機関の重要な機器(非常用電源装置、電算機等)の稼働に必要な冷却水が利用できるようにする。

2. わが国の資金決済システム



3. わが国の証券決済システム



DVP : Delivery Versus Payment

4. 主要決済システムの決済金額・件数

図表 1-2 主要な決済システムの決済金額・件数^{注1}

資金決済	金額(兆円)	前年比(%)	件数(千件)	前年比(%)
日本銀行当座預金	103.6	▲4.1	51.3	2.9
うち コール取引等	38.0	▲0.8	—	—
国債DVP	40.1	▲1.4	—	—
CLS(円取引分)	34.5	16.7	100.0	21.2
外国為替円決済制度	12.0	▲1.8	26.1	2.8
全国銀行内国為替制度 ^{注2}	10.2	3.8	5652.2	▲0.1
手形交換制度 ^{注3}	1.1	2.0	114.5	▲7.4

証券決済	金額(兆円)	前年比(%)	件数(千件)	前年比(%)
国債登録・振替決済制度 ^{注4}	75.4	▲4.4	16.0	3.6
日本国債清算機関 ^{注5}	36.5	2.6	—	—
日本証券クリアリング機構 ^{注5}	1.9	▲3.6	—	—
ほふりクリアリング ^{注5}	1.0	1.5	83.3	▲1.9
証券保管振替機構 ^{注6}				
うち 株式等振替制度	—	—	341.3	▲1.9
短期社債振替制度	4.8	▲7.2	1.2	▲7.4
一般債振替制度	0.9	5.7	2.1	4.7
投資信託振替制度	0.7	2.8	16.7	3.2

注1) 2010年度の1営業日平均。

注2) 全国銀行内国為替制度は、取扱高の金額と件数。

注3) 手形交換制度は、東京手形交換所の交換金額と枚数。

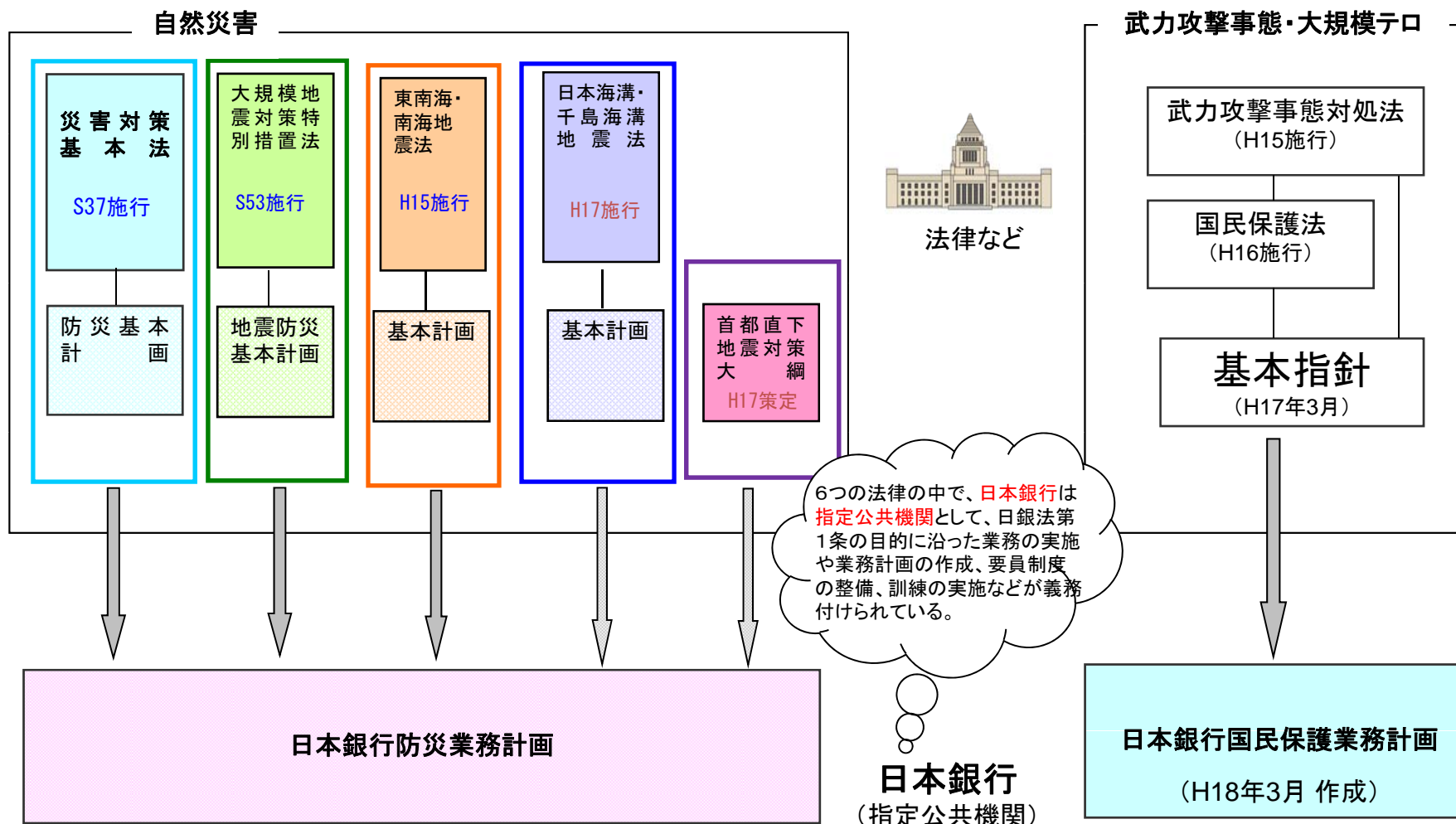
注4) 国債市場取引のほか、担保として利用する際の振替や、発行・償還、金融調節に伴う決済などを含む。

注5) 各清算機関は、清算対象取引高(債務引受額)を片道で評価した金額。日本証券クリアリング機構は株券等の取引所取引DVP決済、ほふりクリアリングは株式等の一般振替DVP決済を対象としている。

注6) 証券保管振替機構の各制度は、振替・引受・償還等の合計値。短期社債振替制度は電子CPを、一般債振替制度は社債、地方債、金融債等を扱う。

出所) 日本銀行「決済動向」、証券保管振替機構「統計情報一覧」、日本国債清算機関「統計月報」、CLS

5. 日本銀行と緊急事態関連法



6. 日本銀行防災業務計画(抜粋)

第1 計画の目的

この計画は、災害発生時およびそのおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)において、我が国の中央銀行として、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資するため、災害対策基本法第39条第1項、大規模地震対策特別措置法第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項および日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、日本銀行の業務について、防災に関し必要な体制を確立するとともに防災に関しとるべき措置の基本を定めることを目的とする。

第5 災害応急対策

1. 基本方針

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、その他関連法令等の規定に基づき、この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。災害応急対策に従事する者および関係者の安全の確保を最優先とした上で災害応急対策を的確かつ迅速に実施する。

2. 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

3. 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

4. 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。

5. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

6. 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

とくに4. および5. で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

7. 海外中央銀行等との連絡・調整

海外市場の混乱等を回避するために、海外中央銀行、国際機関等に対し、状況を的確に知らせるとともに、必要な連絡・調整を実施する。

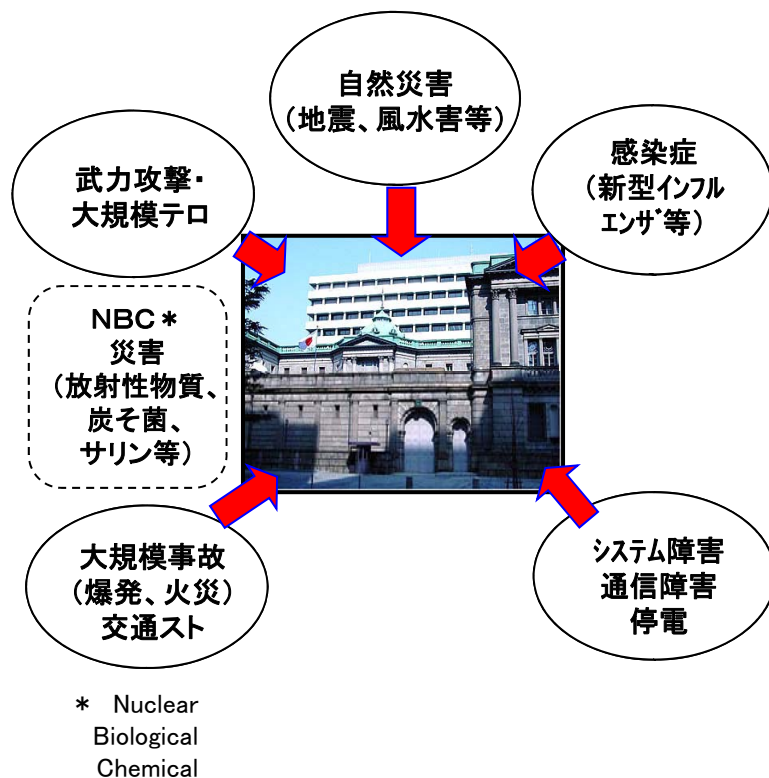
8. その他

本支店の各部署は、その所掌事務に関し、1. から7. までの掲げるもののほか、所要の災害応急対策を実施するものとする。

7. 日本銀行の業務継続体制①

日本銀行は、様々な想定脅威に対し主要拠点や役職員の機能の毀損度に応じた被災想定を設定し、業務継続手段を整備している。

(図表1) 想定脅威



(図表2) 被災想定/業務継続手段

主な被災想定	主要拠点		業務継続手段
	日本橋本店	府中センター	
①システムセンター(府中)の機能不全	○	×	・システムを大阪バックアップセンター等に切替え
②本店(日本橋)の機能不全	×	○	・本店以外の場所で必要不可欠な業務を継続
③システムセンター・本店ともに機能不全	×	×	・システムを大阪バックアップセンターに切替え ・本部機能の一部を大阪支店で代行
④役職員が出勤困難	○	○	・業務継続要員が対応または交替制勤務等を長期間継続する体制に移行

(注1) ×は、完全な機能不全の他、一部機能不全等、様々なケースを含む。

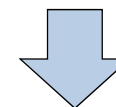
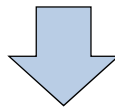
(注2) ③には、広域被災で東阪間通信途絶のケースを含む。

(注3) ①～③には、業務継続要員が対応するケースを含む。

7. 日本銀行の業務継続体制②

(例)被災想定③のうち特に大規模な「広域被災」のケース

- 本店周辺と大阪との間で2日間程度連絡が全く取れない相当厳しい想定を置き、体制を整備
- 電算センターをバックアップセンターに切替えるとともに、本部機能の一部を大阪に移管



■本店で継続する業務

- ・被災地における当面の国民生活を支えるために継続するもの

(具体例)

- ①現金の支払、損傷通貨の引換
- ②当座預金の受払事務、貸付関係事務
- ③決済システムのモニタリング
- ④金融特別措置の発動要請

■大阪に本部機能に移管したうえで継続する業務

- ・被災地以外の地域における決済の安定性を極力確保するために継続するもの

(具体例)

- ①日銀ネットの運行継続に関する業務
- ②取引の結了に関する業務
- ③貸付関係事務
- ④海外中央銀行等との連絡・調整に関する事務

財務事務所長(または財務局長)との連名で金融機関に要請。
要請する主な措置は、①預貯金払戻しや融資への便宜措置、
休日営業への配慮等のほか、②損傷銀行券の引換え、③紛失
国債の相談受付など

7. 日本銀行の業務継続体制③

(1) 想定される被災とその下で中央銀行として継続すべき業務の特定

(2) 災害対策本部の設置

— 業務遂行状況の把握や情報収集・連絡、必要な意思決定を一元的に実施（災害対策本部長：総裁）。

(3) 災害発生時の初動体制立ち上げや重要業務遂行に当たる要員の確保

— 夜間・休日の災害発生に備え、業務継続要員が銀行近隣に居住・宿泊。

(4) 災害時の非常通信手段、ライフライン等の確保

— 衛星通信電話・FAX、自家発電機の設置、非常用物資（食料、飲料水等）の備蓄等。

(5) 日本橋本店や府中分館（システムセンター）のバックアップ機能の整備

— 大阪バックアップセンター、代替業務拠点の整備。

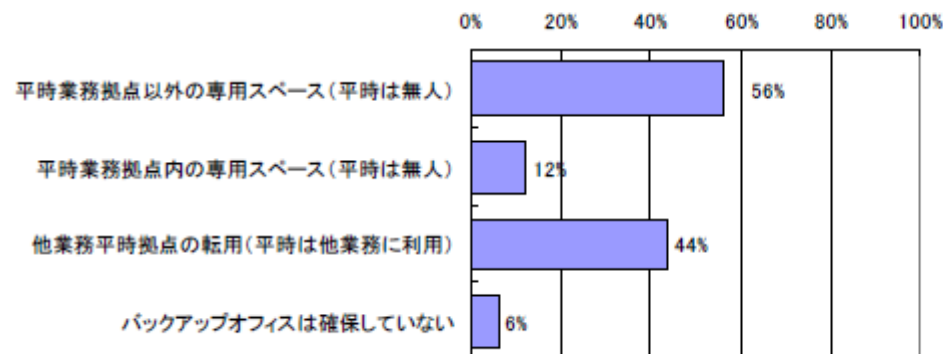
(6) 必要な訓練の実施

— 総合防災訓練、災害対策本部運営訓練、システム障害訓練等。

8. 民間金融機関のバックアップ体制①

執務場所

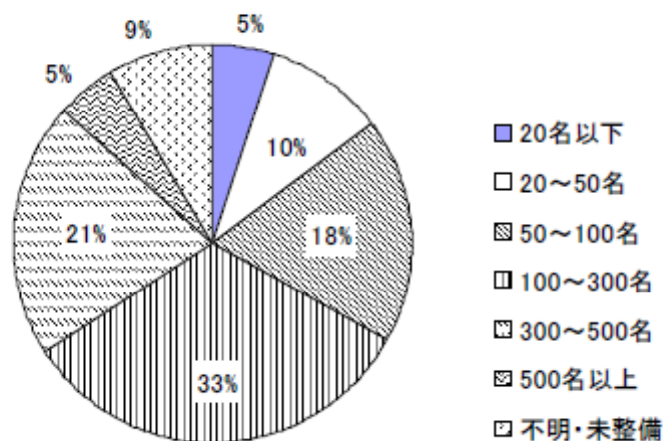
バックアップオフィス(注)の形態(複数回答)



(注) 業務オフィスのバックアップ施設

- バックアップオフィスの形態については、①平時から無人の専用スペースを設けている先と、②平時に他業務で利用しているスペースを被災時に転用することを想定している先、が多い。

バックアップオフィス全体の収容人数



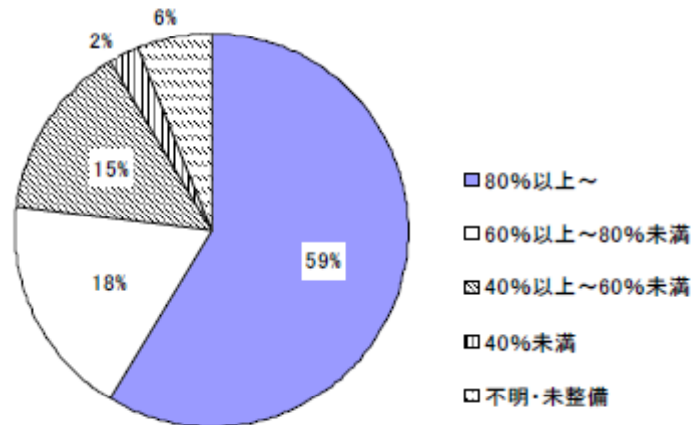
- バックアップオフィス全体の収容人数は、「100~300名」とする割合が、3割程度。次いで「300~500名」規模と「50~100名」規模とする割合がそれぞれ2割程度。

業務継続体制の整備に関するアンケート
(日本銀行2010年11月調査結果)

8. 民間金融機関のバックアップ体制②

オフサイト・バックアップシステム^(注)の確保

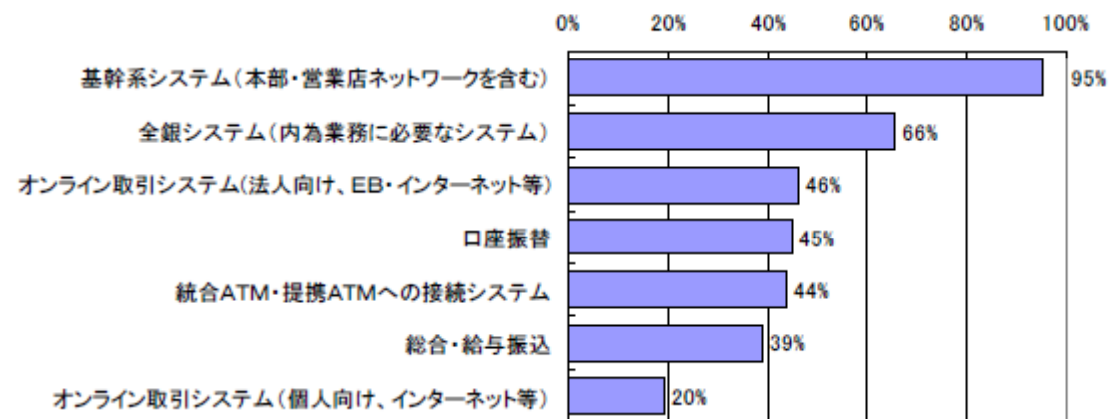
オフサイト・バックアップシステムによる「重要業務」のカバー率



(注) メインのコンピュータシステム設置場所とは異なる地点に設置されている代替システム(いわゆる「バックアップセンター」等)。

- ・ オフサイト・バックアップシステムによる「重要業務」のカバー率は、6割程度の先が、「80%以上」と回答。

オフサイト・バックアップシステムの具体的な確保対象(複数回答)

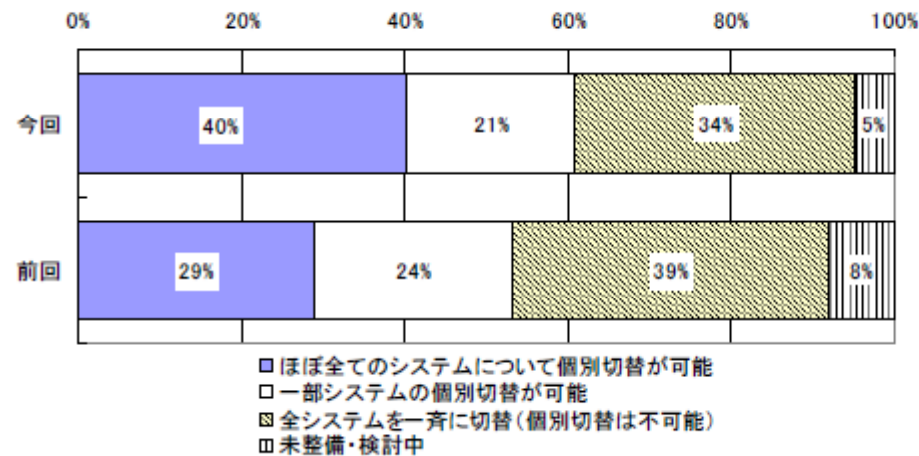


- ・ 基幹系システムについては、9割以上の先が、オフサイト・バックアップシステムを確保。

業務継続体制の整備に関するアンケート
(日本銀行2010年11月調査結果)

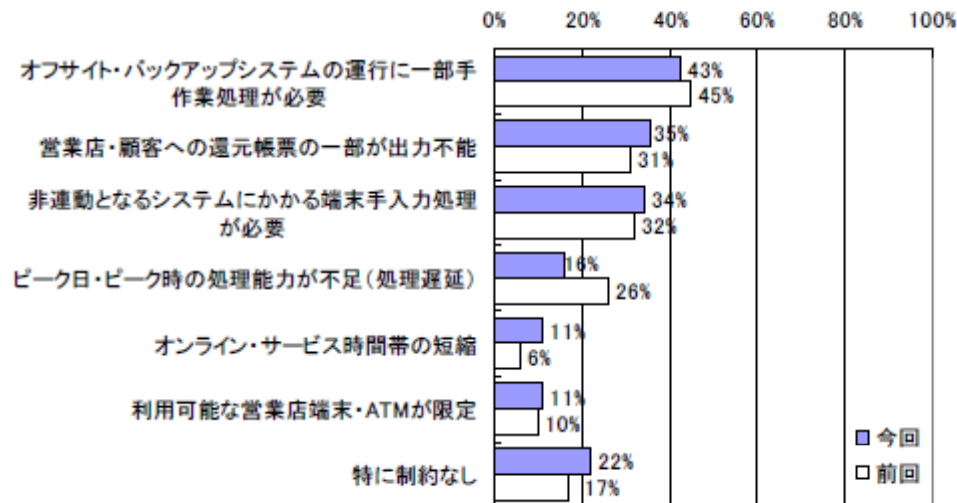
8. 民間金融機関のバックアップ体制③

オフサイト・バックアップシステムへの切替方法



- ・ オフサイト・バックアップシステムへの切替方法は、「ほぼ全てのシステムについて個別切替が可能」と回答した割合が、4割と前回調査比増加。

オフサイト・バックアップシステム利用時の業務制約 (複数回答)



- ・ オフサイト・バックアップシステム利用時の業務制約については、前回調査比緩和している項目と、制約が強まっている項目とがある。
すなわち、「特に制約なし」と回答した割合が、増加したほか、「ピーク日・ピーク時の処理能力が不足」と回答した割合が減少した一方で、「オンライン・サービス時間帯の短縮」、「営業店・顧客への還元帳票の一部が出力不能」と回答した割合が増加。

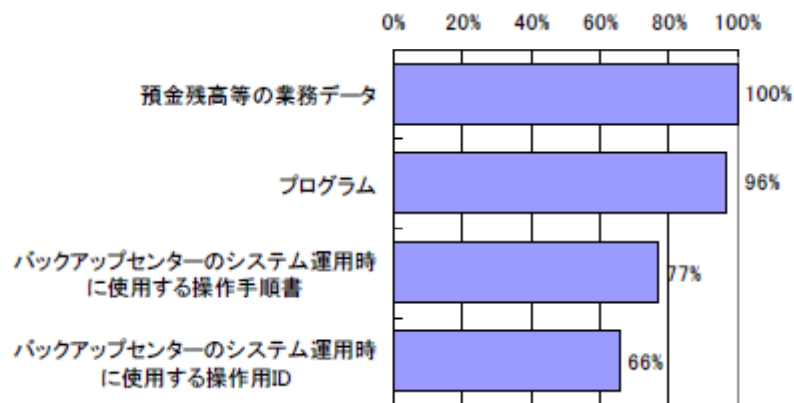
業務継続体制の整備に関するアンケート
(日本銀行2010年11月調査結果)

8. 民間金融機関のバックアップ体制④

重要システムにおけるバックアップデータの確保

バックアップデータの遠隔地保管方法

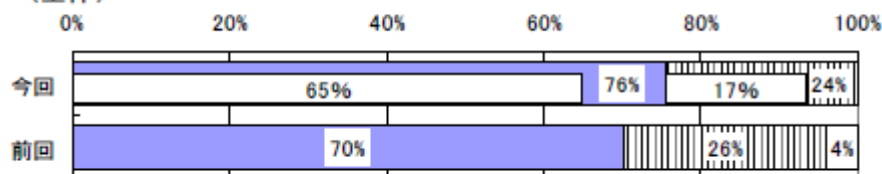
遠隔地保管対象のバックアップデータ（複数回答）



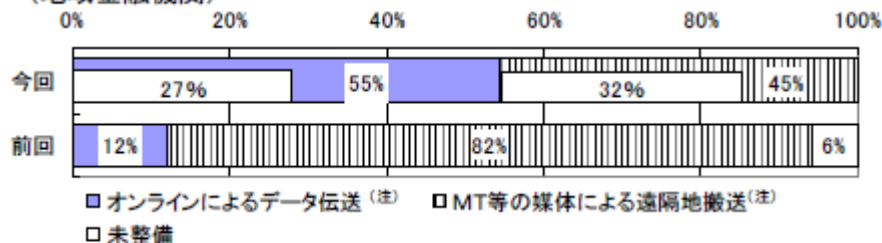
- 「預金残高等の業務データ」については全先が、「プログラム」についてはほぼ全先が、遠隔地保管を行っている。
- 一方、「バックアップセンターのシステム運用時に使用する操作手順書・操作用 ID」を遠隔地保管している割合は、相対的に少ない。

バックアップ方法

(全体)



(地域金融機関)



- バックアップデータについては、約4分の3の先が、「オンラインによるデータ伝送」を行っている。
- 業態別に遠隔地保管先へのバックアップ方法をみると、地域金融機関で「オンラインによるデータ伝送」を利用している割合が、前回調査比増加。

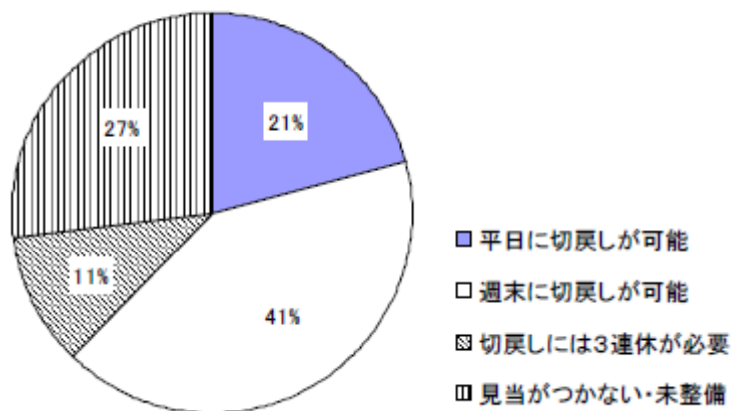
(注) 「オンラインによるデータ伝送」の白抜き部分は、データベースへの反映を随時実施している先の割合。「MT等の媒体による遠隔地搬送」の白抜き部分は、保管場所がバックアップセンターまたはその近隣先の割合。

業務継続体制の整備に関するアンケート
(日本銀行2010年11月調査結果)

8. 民間金融機関のバックアップ体制⑤

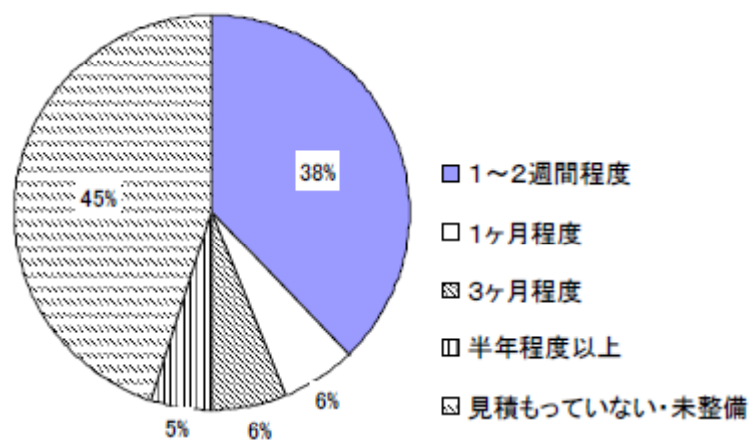
切戻し（オフサイト・バックアップシステムから従前のコンピュータセンターへの復帰）

切戻し作業に必要な日数（オンライン停止期間等）



- ・ 切戻し作業に必要な日数は、「週末に切戻しが可能」と回答した割合が、4割程度。
- ・ 一方、「見当がつかない・未整備」と回答した割合は、3割程度。

切戻しのための所要準備期間



- ・ オフサイト・バックアップシステムに一旦移行した場合に、その後、切戻しまでに要する期間（準備作業を含む）については、「見積もっていない・未整備」とする割合が半数弱。
- ・ 一方、見積もっている先では、「1～2週間程度」で切戻しができるとする先が多い一方で、「1ヶ月程度」以上を要する先も2割程度。

9. 課題



重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにする。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。

(「首都直下地震対策大綱」からの抜粋)



- ・結果事象に基づく統一的な対応（特に初動対応）
 - ⇒地震、武力攻撃、テロ、新型インフルエンザ等、想定脅威毎に対応が異なるようでは困る。毀損した資源(人、施設、通信など)に着目した統一的なアプローチが望まれる。
- ・政府ほか中枢機関、ライフライン・インフラ事業者等との情報連絡体制の確保・連携
 - ⇒関係者すべてがバックアップに移行した際に連絡が取れない、重要な意思決定ができないようでは困る。情報連絡手段や権限の行使者は予め明確にしておく必要。
 - ⇒たとえば、金融決済機能では、現金の輸送やシステムの稼働等でライフライン・インフラ事業者の支援は不可欠。バックアップ移行時においても関係者の相互連携体制を確立できることが重要。
- ・被災者や海外当局等への情報発信を継続できる体制の構築
 - ⇒政府全体として、広報機能のバックアップ体制を強化することも期待。
- ・関係者が連携した(ブラインド型の)実践的な訓練の実施

(参考) 東日本大震災時の初動対応①

主な出来事	日本銀行(本店)	日本銀行等(被災地)
<p>3月11日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11日 東日本大震災発生(14:46) ・11日 政府、緊急災害対策本部の設置 ・11日 株式現物市場では、地震発生から後場終了の約15分間に取引高が急増。 	<p>日本銀行(本店)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11日 災害対策本部の設置(15:00) 	<p>日本銀行等(被災地)</p> <p>【仙台支店の被災状況】</p> <p>金庫の荷崩れ～地震の揺れの方向や強さによって、金庫内の一部に荷崩れが発生。</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ・11日 政府、福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力緊急事態宣言を発令。 <ul style="list-style-type: none"> —— 半径3km圏内に避難の指示、同3～10km圏内に屋内退避の指示。 —— 以後、15日までに、避難の指示を半径20km圏内に、屋内退避の指示を半径20～30km圏内に漸次拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11日 「東北地方太平洋沖地震について」(第1報)公表 <ul style="list-style-type: none"> —— ①日本銀行本支店は営業を継続していること、②日銀ネットも通常通り稼働していること、③金融市場の安定および資金決済の円滑を確保するため、流動性の供給を含め万全を期していく方針であること、等。 ・11日 日銀ネットや主要な民間決済システムは正常な稼働を継続。ほぼ通常どおりの時刻に当日の決済を完了。 <ul style="list-style-type: none"> —— 証券保管振替機構は、投資信託の非DVP決済の終了時刻を1時間繰り下げ(17時→18時)。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・11日 首都圏でも、当日深夜まで鉄道の運行が停止。帰宅困難者が多数発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11日 短期金融市場、外国為替市場および証券市場では、市場レベルBCPの専用ウェブサイトを通じた情報共有を開始。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・11日 内閣府特命担当大臣(金融)、日本銀行総裁の連名で、金融機関等に対し、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」(「金融上の特別措置」)を発出、公表。 	

(参考) 東日本大震災時の初動対応②

主な出来事	日本銀行(本店)	日本銀行等(被災地)
<p>3月12日(土)～13日(日)</p> <p>・12日 長野県北部を震源とする最大震度6強の地震が発生(3:59)</p> <p>・12日 全銀協等金融関係諸団体は、12日以降、「金融上の特別措置」への対応につき公表。</p> <p>・13日 東京電力、計画停電の実施方針を公表。</p>	<p>・12日 日本銀行、金融庁は、被災地金融機関の動向把握に注力</p> <p>・12日(～13日) 青森支店、仙台支店、福島支店、盛岡事務所(盛岡市保管店)および本店において、金融機関に対し現金を供給。 —— 本店においては、11日夜から12日朝にかけて、帰宅困難となった方を中心に、コンビニ・商店において飲食品・日用品が大量に購入された結果、一部に硬貨の不足が懸念されたことに対応したもの。 —— 週明け14日以降も、被災地金融機関による現金手当ては増加を続け、東北地方に所在する日本銀行支店・事務所での現金支払いは、被災後1週間で累計3,100億円となり、前年同期の約3倍の規模に達した。</p>	<p>・12日(～13日) 被災地金融機関は、多くの店舗で臨時営業を実施。</p> <p>・13日 関東財務局長野財務事務所長、日本銀行松本支店長の連名で、「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について(長野県)」を発出、公表。</p> <p>・13日 関東財務局新潟財務事務所長、日本銀行新潟支店長の連名で、「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について(新潟県)」を発出、公表。</p>

(参考)東日本大震災時の初動③

主な出来事	日本銀行(本店)	日本銀行等(被災地)
3月14日(月)		
<ul style="list-style-type: none"> ・14日 東京電力、計画停電を開始。 <ul style="list-style-type: none"> — 東京電力管内の広域にわたり、鉄道の運行が不規則な状態に。 — 計画停電域内に所在する一部金融機関は、自家発電の起動により自行システムの稼働を継続。 — 全銀協等金融関係諸団体は、計画停電への対応につき公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日 日本銀行、民間決済システムは、ともに通常どおり業務を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日 金融市場に対し、きわめて潤沢な資金供給を実施。 <ul style="list-style-type: none"> — 21.8兆円の資金供給オペを実施(リーマン・ショック後の最大額の約3倍。1日当たりのオファー額として過去最大)。 — その後も連日大量の資金供給を継続(24日の日銀当座預金残高は42.6兆円と過去最高となった)。
<ul style="list-style-type: none"> ・14日 証券取引所では、株式取引が急増。 <ul style="list-style-type: none"> — 大証日経225オプション取引(フット)は14日に、東証一部上場株式取引は15日に、それぞれ過去最高の取引高を記録。 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日 金融政策決定会合を開催し、金融緩和の一段の強化を決定。 <ul style="list-style-type: none"> — リスク性資産を中心に資産買入れ等の基金を5兆円程度増額し、40兆円程度に拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日 東北6県および茨城県に本店のある金融機関約2,700店舗中、約310店舗が閉鎖(16日時点)。
<ul style="list-style-type: none"> ・14日 一部大手行でシステム障害発生。 <ul style="list-style-type: none"> — 15日に為替電文の未送信・未処理が発生。その後、未送信・未処理件数が拡大。 		<ul style="list-style-type: none"> ・14日 東北地方に所在する手形交換所の多数が、交換業務を一時停止。 <ul style="list-style-type: none"> — ピーク時(14日)には29の手形交換所が休業。
<ul style="list-style-type: none"> ・14日 全銀システムでは、被災地金融機関の一部に関する通信規制を実施。 <ul style="list-style-type: none"> — ピーク時(15日)には11金融機関に通信規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日 仙台・福島支店管内複数の日本銀行一般代理店において、事務を一時停止。 <ul style="list-style-type: none"> — 管下40代理店中、ピーク時16先で業務継続困難化。日本銀行本支店で一部事務を代替。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・14日 日銀ネット、全銀システムは、交通機能の低下に配慮し、決済時間を1時間延長。 	

ありがとうございました